

平成 26 年 7 月 1 日
 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
 プラスチック容器事業部

「平成 27 年度プラスチック製容器包装再生処理事業者登録」の
 申請に関する重要事項

平成 27 年度プラスチック製容器包装再生処理事業者の登録申請等における、主な変更点及び注意点は以下の通りです。内容を十分確認の上対応ください。

1. 変更点

(1) 登録要件等

①事業者登録規程

事業者登録規程の文言を一部改正した。(改正・施行：平成 26 年 4 月 1 日)

事業者登録規程第 3 条四項を確認のこと。

「法人税、所得税、消費税、地方消費税、法人事業税、個人事業税、固定資産税等の国税又は地方税を滞納しているとき、又は社会保険料、労働保険料等もしくは法令に基づき支払が義務付けられているものを滞納しているとき」に該当する場合は再生処理事業者としての登録を行えない。

【参考資料 4 参照】

②登録申請書類

登録申請事業者の区分等により、提出が必要となる申請書類が異なるが、今年度の書類提出区分毎の提出書類は、以下のとおり。

(詳細は、資料 2 および資料 4～資料 7 を参照願います)

表 書類提出区分毎の提出書類

事業者区分 施設区分	平成 26 年度登録事業者		新規登録申請事業者	
	平成 26 年度登録施設	新規登録申請施設	新規登録申請施設	新規登録申請施設
H27申請能力増強 (様式2)	能力変更なし	能力増強有	—	—
書類提出区分	①	②	③	④
チェックリスト	○	○	○	○
1. 様式類	△	△	△	○
2. 事業者関係書類	△	△	△	○
3. 施設関係書類	×	△	○	○
4. 廃棄物関係書類	×	×	○	○

○：全ての書類の提出が必要 △：提出該当書類について提出が必要 ×：提出不要

1) 事業者関係書類

従来書類に加え、下記2種類の書類を提出していただく。

- ・「国税、地方税、社会保険料、労働保険料等の支払いに係る申告書」
 - ・「暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書」
- 資料4-3-7, 4-3-8を印刷の上、記入／押印後 提出して下さい。

2) 廃棄物関係書類

四半期毎に変更書類を提出する運用としたため、平成26年度登録施設は、今回の登録申請での書類提出は不要。新規登録申請施設は、提出して下さい。

(2) 再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程の改正

措置規程を一部改正した。(改正：平成26年5月26日／施行：平成26年7月1日)別表 措置規程上限基準を確認のこと。改正箇所は、以下の2点である。

・一. 登録要件関係(6)の不適正行為の内容

「法人税、所得税、消費税、地方消費税、法人事業税、個人事業税、固定資産税等の国税又は地方税を滞納しているとき、又は社会保険料、労働保険料等もしくは法令に基づき支払が義務付けられているものを滞納しているとき」に該当する場合の措置内容は、契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長3年間登録停止となる。

・八. 再商品化製品の販売関係(4)の措置内容

「引取同意書の虚偽記載、実態との齟齬、不遵守又は違背について協会に報告がなされ、かつ再商品化事業者に責のない場合」の措置内容は、引取同意書無効、ただし業務改善指示を付加することがある。と変更になった。

【参考資料8 参照】

2. 注意点

(1) 再商品化製品の適正利用の確保

①再生処理事業者による再商品化製品利用施設の現地確認、現地訪問

再生処理事業者は、引取同意書を取得する際に新規利用施設は現地確認が必要となる。また、再商品化製品販売開始後には、既存・新規利用施設ともに、再商品化製品が適正に利用されるよう利用事業者との連携を密にし、定期的な現地訪問(最低1回/年)を行う必要がある。

今回、現地確認、現地訪問時の確認項目をより具体化した。現地確認、現地訪問に際し、活用をお願いするとともに利用事業者へも周知していただきたい。

また、訪問記録の記載内容及び保管方法をより具体化したので、内容を十分に確認すること。

②再生処理事業者による商社等の管理

再生処理事業者は、再商品化製品を販売する際に商社等を利用する場合、商社等が再商品化製品を適正に取り扱うよう管理する必要がある。

実際の販売において、製品の流れが様式5付属④と異なる場合や、利用が不適正であることが確認された場合には、引取同意書を無効とすることがあるので、再生処理事

業者の責任において、利用先までの経由商社等の情報を確認すること。

【資料3 参照】

(2) 材料リサイクル手法登録再生処理事業者の優先条件

平成27年度入札の優先判断は、以下の条件で行う予定である。(26年度と同様)

- ① 材料リサイクル手法の登録再生処理事業者の内、再商品化製品が一定の品質基準を満たす場合には、平成27年度入札に当たり優先的に取り扱う。
- ② 材料リサイクル手法において、優先扱いとなる品質基準値は下記。
 - ア. 塩素分 0.3%以下
 - イ. 主成分 90%以上
 - ウ. 水分 ペレット・減容品 1%以下、フレーク・フラフ 3%以下
- ③ 優先を得る再生処理事業者
 - 1) 平成26年度契約事業者については、②の平成26年度の優先扱いとなる品質基準値を満たしている者。
 - 2) 平成27年度に新規申請する事業者および平成26年度登録事業者であるが未契約の事業者についてはサンプル提出が困難なため、②の品質基準値を平成27年度登録申請にて満たしている者については、協会査定量×50%を優先量とする。
但し、平成27年4月以降再商品化を実施し品質基準値未達成の場合には、その時点で優先分の契約を解除する。

(3) 平成27年度入札

①通知方法

従来、入札関連の通知は、REINSに加え、運搬事業者やジョイントグループを形成する事業者への通知方法として官報も利用してきたが、協会HPで確認することができるため、今後は入札関連通知の官報掲載は行わないこととした。運搬事業者等が情報として必要な場合は、協会HP<12月上旬掲載予定>で確認することを再生処理事業者経由で連絡してほしい。

②選定方法

- 1) 入札選定方法の変更予定はないが微調整を行う場合がある。
- 2) 上限値を設定し、それを超える入札は入札選定において除外する。
- 3) 参考資料3「プラスチック製容器包装の再商品化事業者の入札選定方法および選定果の連絡方法」は平成26年度版であり、平成27年度版は入札関連書類にて提示する。

以上